

豊橋市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項及び豊橋市小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童又は医療費支給認定を受けた成年患者とする。ただし、対象者については、児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係るものを除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第3条 豊橋市長（以下「市長」という。）は、用具の給付を希望する小児慢性特定疾病児童（法第6条の2第2項第1号に規定する小児慢性特定疾病児童をいう。以下同じ。）の保護者又は成年患者（同項第2号に規定する成年患者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び対象者の扶養義務者の当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添えて申請させるものとする。ただし、豊橋市が保有する市町村民税課税台帳等により当該年度分市町村民税の課税額が確認できる場合は添付を省略できるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した後、申請者及びその属する世帯の状況等を調査し、すみやかに調査表（様式第2号）を作成すること。

(給付の決定)

第4条 市長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、前項の規定による申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書（様式第5号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとし、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。

2 診療報酬の対象となる用具の支給については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給するものとする。

3 使用するために付属品が必要な用具については、当該付属品がないと当該用具が機

能しない場合のみ、当該用具とともに給付するものとし、付属品のみの給付は認めないものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表第2に定める額とする。

3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。